

《R3～5年度の保険料》

要件		保険料率	年額保険料 (月額保険料)	保険料段階	
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人		×0.3 (注1)	22,700円 (1,892円) ※軽減後	第1段階	
本人が 市民税非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円以下の人	軽減前 ×0.5		
		本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円より多く120万円以下の 人	×0.5 (注1) 軽減前 ×0.65	37,900円 (3,159円) ※軽減後	第2段階
		第1段階、第2段階の いずれにも該当しない人	×0.7 (注1) 軽減前 ×0.75	53,100円 (4,425円) ※軽減後	第3段階
	同じ世帯に 市民税課税者 がいる人	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円以下の人	×0.90	68,300円 (5,692円)	第4段階
第4段階に該当しない人		×1.00	75,900円 (6,325円)	第5段階 (基準額)	
本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額(注2)が 120万円未満の人		×1.20	91,000円 (7,584円)	第6段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 120万円以上210万円未満の人		×1.30	98,600円 (8,217円)	第7段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 210万円以上320万円未満の人		×1.50	113,800円 (9,484円)	第8段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 320万円以上400万円未満の人		×1.70	129,000円 (10,750円)	第9段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 400万円以上500万円未満の人		×1.80	136,600円 (11,384円)	第10段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 500万円以上600万円未満の人		×2.00	151,800円 (12,650円)	第11段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 600万円以上700万円未満の人		×2.10	159,300円 (13,275円)	第12段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 700万円以上850万円未満の人		×2.25	170,700円 (14,225円)	第13段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 850万円以上1,000万円未満の人		×2.35	178,300円 (14,859円)	第14段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 1,000万円以上の人		×2.50	189,700円 (15,809円)	第15段階

(注1) 第1段階から第3段階は、公費により軽減しています。 ※年額保険料＝基準額(第5段階)×保険料率
(注2) 保険料の算定では、給与所得または公的年金等所得がある場合はこれらの所得の合計額から10万円を控除した額となります。
また、土地・建物等の譲渡所得は特別控除後の額を用います。(0円を下回る場合は0円として取り扱います。)

- 介護保険料の低所得者軽減の更なる強化
消費税率引上げに伴う社会保障の充実として、第1号被保険者(65歳以上)の第1段階から第3段階までの保険料を軽減しています。